

日野町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和5年度に実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月22日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監 査 場 所 令和6年1月26日（金）午前9時00分～午前10時28分
日野町役場 4階 監査委員室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 川東 昭男
3. 監査対象機関 生涯学習課
4. 監 査 対 象
主たる監査事項 生涯学習課の分掌する事務全般についておよび次の事項について
○公民館運営の現状と課題について
5. 監 査 手 続 令和5年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者から説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 町内の7つの地区には、それぞれ公民館が設置され、各地区の特色を活かしながら運営されている。当町の公民館は住民主導型の実行委員会組織を形成し、事業を企画、運営してきた歴史があり、当町の公民館活動の特徴とされている。ただ、近年は人口減少による少子高齢化や地域コミュニティーの希薄化といった社会情勢の変化もあり、将来的には実行委員会体制による公民館活動を継続することが困難になることも予測される。各地区公民館においては人選の方法や事業の見直し、組織の再編など、それぞれに工夫されており、活動の継続に苦勞いただいていると察する。公民館実行委員会、公民館運営協議会や公民館運営委員会を始め、様々な場面で英知を結集していただき、より良い形で公民館が運営されることを望むところである。
もとより公民館は住民にとって身近な存在であり、地域の生涯学習の拠点として、また、地域人材の育成と地域づくりの場としても役割を果たしている。各地区の主体性を尊重しつつも町行政が方向性を示し、地区と連携した持続可能な公民館であるように引き続き努められたい。